



熊本県公報

第12836号
令和元年(2019年)
7月2日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県産業廃棄物指導要綱	(循環社会推進課) 1
○熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱	(") 38
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 51
○臨時種畜検査の実施	(畜産課) 52
○道路の供用開始	(道路保全課) 52
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 52
○土地改良区設立の認可	(農村計画課) 53
○令和元年度(2019年度)職業訓練指導員試験の実施	(労働雇用創生課) 53
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課) 54
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・担い手支援課) 54
○農用地利用配分計画の認可申請	(") 55
○道路の位置の指定	(建築課) 55
○道路の位置の指定	(") 55
○道路の位置の指定	(") 55
登 載 依 頼	
○令和元年度(2019年度)第1回熊本県公立大学法人評価委員会の開催	(熊本県公立大学法人評価委員会) 56
○令和元年度(2019年度)第4回熊本県情報公開・個人情報保護審議会の開催	(熊本県情報公開・個人情報保護審議会) 56

告 示

熊本県告示第137号

熊本県産業廃棄物指導要綱を次のように定める。
令和元年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業廃棄物指導要綱

熊本県産業廃棄物指導要綱(平成5年熊本県告示第388号)の全部を改正する。

目次

第1章	総則(第1条-第2条)
第2章	適正処理の推進(第3条-第6条)
第3章	県外産業廃棄物の搬入(第7条-第11条)
第4章	施設の適正設置指導(第12条-第24条)
第5章	雑則(第25条-第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃掃法政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。)、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)、熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年熊本県規則第51号。以下「細則」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業・環境省令第7号)に定められた許可、適正な処理等に係る基準及び指導に関する規定についての具体的な県の事務取扱の運用基準並びに廃掃法の処理基準等違反の未然防止のために県において取り組む事項の運用指針を定めるものとする。

(この要綱の運用及び用語の定義)

第2条 この要綱の運用において、廃掃法、自動車リサイクル法等法令が定める基準に適

合することが客観的かつ明確である場合はこの要綱は適用しない。
2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃掃法第2条第4項に規定する産業廃棄物並びに自動車リサイクル法第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条第4項に規定する特定再資源化物品をいう。
- (2) 特別管理産業廃棄物 廃掃法第2条第5項に規定する産業廃棄物をいう。以下、産業廃棄物に特別管理産業廃棄物が含まれるものとする。
- (3) 安定型産業廃棄物 廃掃法政令第6条第1項第3号イ(1)から(6)までに規定する産業廃棄物をいう。
- (4) 排出事業者 事業(産業廃棄物の処理に係る事業を含む。)活動に伴い産業廃棄物を発生する事業場を設置している事業者をいう。
- (5) 処理業者 知り又は市長の許可を受けて、産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行っている者又はこれらを業として行おうとする者をいう。
- (6) 処理 産業廃棄物の保管、収集、運搬、処分等を行うことをいう。
- (7) 処分 産業廃棄物の中間処理又は最終処分をいう。
- (8) 中間処理 産業廃棄物の再生利用、減量化、中和、無害化等中間的な処分を行うことをいう。
- (9) 最終処分 産業廃棄物を埋立処分することをいう。
- (10) 産業廃棄物処理施設 廃掃法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (11) 産業廃棄物の処理の用に供する施設 前号に規定する産業廃棄物処理施設を含み、運搬車両及び運搬容器を除き、積替え保管施設を含む産業廃棄物の処理に係るすべての施設をいう。
- (12) 最終処分場 廃掃法政令第7条第14号に規定する施設をいう。
- (13) 中間処理施設 産業廃棄物を中間処理する施設をいう。
- (14) 排出事業場 工場その他の事業活動に伴い産業廃棄物を排出する施設及び工事現場をいう。
- (15) 県外排出事業者 熊本県の区域外に排出事業場を有する排出事業者をいう。
- (16) 県外産業廃棄物 熊本県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。
- (17) マニフェスト 廃掃法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票をいう。

第2章 適正処理の推進
(処理業の許可等に関する基準)
第3条 産業廃棄物処理業の許可及び変更許可の申請並びに細則第8条第1項の申請及び細則第14条第1項の登録に関する基準(以下「処理業の許可等に関する基準」という。)は、別に定める。

第4条 産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準(閉鎖後の最終処分場の維持管理を含む。)及び収集、運搬における維持管理に関する基準(以下「産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準」という。)は、別に定める。

第5条 県は、地球規模の取組により人為的な水銀汚染の防止を旨とした水銀に関する水俣条約の締結並びに熊本県水銀含有廃棄物の安全かつ効率的な処理方法に関する検討会に関する提言を踏まえ、廃掃法において追加された水銀及び水の銀を含む廃棄物の適正処理に關する基準を定め、遵守するよう求めるものとする。

2 前項の基準は、前条の産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準及び第23条に規定する廃掃法等法令を遵守するために必要とする基準において定める。

(マニフェストの使用に関する基準等)
第6条 産業廃棄物の処分を委託した処分業者が、当該処分を終了したとき、又は再生利用したとき送付票(以下「K票」という。)を、処分又は再生利用が終了した月の翌月10日までに知事に提出するよう求めるものとする。

2 マニフェストの使用に関する基準は、別に定める。

第3章 県外産業廃棄物の搬入
(県外産業廃棄物の搬入に係る協議等)
第7条 県外排出事業者が、県外産業廃棄物を県の区域内(熊本市を除く。)において処分するため搬入しようとする場合、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者から、廃棄物の搬入事前協議書(別記第1号様式。以下「協議書」という。)により、協議を受けるものとする。ただし、年度間(4月1日翌年の3月31日まで)の1年間に協定する県外排出事業者、廃掃法第20条の2に基づく再生事業者登録を進行して当該登録に係る事業の用に供する再生処理施設で処理する県外排出事業者の当該指定に係る事業の用に供する再生利用施設で処理する県外排出事業者は、この限りでない。

2 前項の場合において、処分業の許可を有する優良認定業者（廃掃法政令第6条の11第2号の基準に適合すると認められた者）に処分を委託するときは、県外排出事業者は、前項の協議書に代えて、事前に県外産業廃棄物搬入届出書（別記第2号様式。以下「搬入届出書」という。）を提出できるものとする。

3 第1項の協議書及び前項の搬入届出書には、次の各号に掲げる書類の添付を求めるものとする。

- (1) 当該排出事業場の業務概要を記載した書類
- (2) 製造工程図（使用原材料が分かるもの）及び産業廃棄物の排出工程図又はこれらに類する図書等
- (3) 搬入方法及び搬入経路を記載した書類並びに搬入経路を記入した地図
- (4) 委託処理の場合は、当該排出事業者と委託を予定している処理業者の委託契約書案
- (5) 産業廃棄物、運搬容器及び運搬車両のカラー写真
- (6) 搬入する産業廃棄物の分析証明書（有害物質等の含有又は溶出試験結果で、事前協議書を提出しようとする日前60日以内の検査を実施したものに限る。）
- (7) 委託処理の場合は、委託を予定している処理業者の許可証等の写し
- (8) 処分を予定している処理業者が作成した産業廃棄物の処分計画書（別記第3号様式）
- (9) 県外産業廃棄物が中間処理されたものである場合は、当該産業廃棄物の性状及び成分を明確にし、適正処理を確認した旨を記載した書類（別記第4号様式）
- (10) 県外産業廃棄物が中間処理された特別管理産業廃棄物である場合は、当該中間処理に係る廃棄物の種類、量、処理を委託した排出事業者の氏名及び名称並びに当該廃棄物に係る製造工程図（使用原材料が分かるもの）及び廃棄物の排出工程図又はこれらに類する図書等（協議書の審査等）

第8条 知事は、前条第1項に規定する協議書の提出があった場合は、次項の規定に該当する場合を除き、協議書のあった日から起算して20日以内に、1年を超えない有効期間を定め、県外産業廃棄物搬入事前協議終了通知書（別記第5号様式。以下「協議終了通知書」という。）を当該県外排出事業者に交付するものとする。

2 知事は、協議書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じて、搬入の中止又は協議書の内容の変更を当該県外排出事業者に要請するものとする。

- (1) 処理業者の積替え保管施設又は保管施設を経由して、搬入される産業廃棄物であるとき。
- (2) 廃掃法第15条の2第7の規定による改善命令等、廃掃法第19条の3の規定による措置命令を受けて改善の産業廃棄物の処理のために供する施設において処分しようとするとき。
- (3) 搬入先の処理施設において、次に掲げる施設に区分し、当該区分に定める量を超えて、県外産業廃棄物を処理することとなるとき。
ア 最終処分場 当該年度の埋立処分計画量の30パーセントに相当する量
イ 中間処理施設 当該施設の日当たりの処理能力に、当該施設が年間に稼働するとされている日数を乗じて得た量の30パーセントに相当する量
- (4) 委託契約書案の内容が適正でないとき認められるとき。
- (5) 産業廃棄物の処理が法令等に基づく基準に適合していないとき。
- (6) 適正処理の確保が不備があるとき認められるとき。
- (7) その他他生活環境の保全に支障があるとき認められるとき。

3 知事は、審査に際し、必要があると認められる場合は、産業廃棄物の処理の用に供する施設の所在地を管轄する市町村長の意見を聴くことができる。（搬入届出書の受理等）

第9条 知事は、搬入届出書の受理に際し、前条第2項各号の要件への対応が適切に行われることを確認する。

2 搬入届出書の有効期限は設けないものとする。ただし、県外産業廃棄物の搬入が、前条第2項各号の各要件及び第10条第1項第4号の要件を満たさないことが確認された場合、知事は、搬入届出書に代えて、県外排出事業者と第7条の協議を行う。（県外産業廃棄物の搬入等）

第10条 知事は、県外産業廃棄物の搬入に際し、県外排出事業者及び処理業者により、次の各号による事務が適切に行われるかを確認する。

- (1) 協議終了通知書の交付を受けた後に、自ら又は委託して、県外産業廃棄物の搬入を行うこと。
- (2) 県外産業廃棄物の搬入を県外排出事業者が処理業者に委託するときは、協議終了通知書の写しを処理業者に交付すること。
- (3) 処理業者は、県外排出事業者から協議終了通知書の写しの交付を受けるとともに、県外排出事業者と産業廃棄物の処分に係る委託契約を締結した後に、県外産業廃棄物の搬入を行うこと。
- (4) 県外排出事業者自ら又は委託して県外産業廃棄物を搬入する場合は、マニフェストを適正に使用し、処分終了後速やかにマニフェストの「K票」を知事に提出すること。

2 前3条及び前項の規定は、県外排出事業者が、協議終了通知書の交付を受けた場合又は搬入届出書の受理後に、協議書若しくは搬入届出書の内容を変更しようとする場合に

準用する。
(県外産業廃棄物処理実績の報告)

第11条 知事は、協議終了通知書の交付を受け、県外産業廃棄物の処分を行った県外排出事業者に対し、その年度における当該県外産業廃棄物の処分の状況を記載した県外産業廃棄物処理実績報告書(別記第6号様式)を、翌年度の6月30日まで提出することを求めるものとする。

2 知事は、搬入届出書を提出し、県外産業廃棄物の処分を行った県外排出事業者に対し、処分量を記載した県外産業廃棄物搬入届出書の写しを添付し、翌年度の6月30日まで提出することを求めるものとする。

(産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準)

第12条 産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準(以下「産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準」という。)は、別に定める。

(施設設置の事前協議)

第13条 次の各号に掲げる施設を設置しようとする者(以下「設置者」という。)から、事業計画の概要を記載した書類(別記第8号様式)以下「事業概要書」という。)および、処理施設設置の位置、構造等に関する事項(変更許可申請を含む。)若しくは変更届出のいずれかが必要施設及び自動車リサイクル法に基づく解体、破碎業の許可申請、破碎業の変更許可申請若しくは変更届出のいずれかが必要な施設について、当該申請又は届出の前に協議(以下、本章において「事前協議」という。)を受けるものとする。

(1) 産業廃棄物の処理の用に供する施設(次のアからウまでに掲げるものを除く。)ア 産業廃棄物の処理のために当該事業場内に設置するものイ 入替に伴う当該施設の処理能力の増大が当初設置時と比較して10パーセント未満のもの。ただし、入替による生活環境への負荷を増大させないことが予想される等、ウ 産業廃棄物処理施設である移動式破碎施設のうち、廃掃法政令第7条第8号の2

2 設置者以前項の協議を行う前に、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)の手続を終了した場合は、この協議を行ったものとみなす。

3 知事は、第1項の事業概要書の提出があった場合は、当該事業概要書の写しを、当該施設を設置する市町村長(以下これを「関係市町村長」という。)に送付するものとする。

4 前項の規定により事業概要書の写しの送付を受けた関係市町村長は、必要に応じて、事業概要書の内容について周知の必要があると認められた地域に周知することができる。

(施設変更の事前協議)

第14条 前条第1項各号に掲げる施設は、設置者が、当該施設について次の各号に掲げる事項の変更をしようとする場合は、知事は、施設変更に係る事業計画の概要を記載した書類(別記第8号様式「事業概要書」)により、協議を受けるものとする。ただし、産業廃棄物処理施設に係る変更の場合は、この限りではない。

(1) 当該施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量。以下同じ。)(当初設置時と比較して10パーセント未満の増大を除く。)

(2) 当該施設の位置、構造等の変更を及ぼす維持管理に関する計画(環境への負荷を増大させないことが予想される場合を除く。)

2 前項の場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理業の許可申請(変更許可申請を含む。)及び変更届出のいずれかが必要な施設並びに自動車リサイクル法に基づく解体、破碎業の変更届出のいずれかが必要な施設について、当該申請又は届出の前に協議を受けるものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、設置者が第1項の協議を行う場合について準用する。

(施設譲受等の事前協議)

第15条 既存の施設を譲り受け、又は借り受け(合併若しくは分割又は相続による譲受)その他知事が別に定める場合を除く。以下「譲受等」という。)として、産業廃棄物処理の用に供しようとする場合は、知事は、当該施設の利用に係る事業計画の概要を記載した書類(別記第8号様式「事業概要書」)により、協議を受けるものとする。ただし、産業廃棄物処理施設に係る譲受等を除く。

2 前項の場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理業の許可申請(変更許可申請を含む。)及び変更届出のいずれかが必要な施設並びに自動車リサイクル法に基づく解体、破碎業の許可申請、破碎業の変更許可申請及び変更届出のいずれかが必要な施設について、当該申請又は届出の前に協議を受けるものとする。

- ては、当該申請又は届出の前に協議を受けるものとする。
- 3 第13条第3項及び第4項の規定は、譲受者等が第1項の協議を行う場合について準用する。
- (施設転用の事前協議)
- 第16条 既存の廃棄物の処理の用に供する施設でも自ら事業(廃棄物の処理の事業を含む。)により生ずる廃棄物のみを処理して、産物廃棄物の処理の概要を記載した書類(別記第8号様式「事業概要書」)により、協議を受けるものとする。2 前項の場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理の許可申請(変更許可申請を含む。)又は変更届出のいずれかが必要ない場合は、当該申請又は届出の前に協議を受けるものとする。
- 3 第13条第3項及び第4項の規定は、施設転用者が第1項の協議を行う場合について準用する。
- (事業計画書の提出等)
- 第17条 第13条から前条までのいずれかの規定により事業計画の概要を記載した書類の提出を行った者(以下「事前協議者」という。)は、事業概要書提出から6月以内に、当該事業計画を記載した書類を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 前項の事業計画を記載した書類は、事業計画申請書(別記第9号様式「事業計画書」)に、別表1に掲げる書類及び図面を添付したも、再度これら規定による協議を行う必要が生じた場合は、知事が必要と認めない書類及び図面を省略することができる。
- (優良認定業者の事前協議)
- 第18条 処分業の許可を有する優良認定業者については、第13条から前条までの規定にかかわらず、次の各号の手続を行うことができる。なお、事前協議の対象が、廃掃法政令第6条の9第2号の基準に適合する優良認定業者(以下「優良認定業者」という。)が以下の手続を行うことができる。
- (1) 産業廃棄物の処理の用に供する施設(産業廃棄物処理施設を除く。)
- ア 施設の変更または現に廃掃法における処分業を行っている事業地(以下「既存事業地」という。)における新規施設の設置を行う場合は、第13条及び第14条の事業概要書の提出を省略し、前条第2項の事業計画書を提出する(以下、この手続を「優良事前協議」という。)ことができる。なお、既存の施設と同じ処分を行う施設を同一の既存事業地に追加設置する場合で次の(ア)及び(イ)に該当しないときは、事前協議を省略できる。追加設置
- (ア) 設置予定事業地での施設能力が10パーセント以上増加する追加設置
- (イ) 生活環境への負荷を増大させない追加設置
- イ 施設の譲受け等の場合は、優良事前協議を実施することができる。ただし、既存事業地以外での転用は事前協議を実施するものとする。
- (2) 産業廃棄物処理施設
- ア 既存事業地に施設を設置する場合は、優良事前協議を実施することができる。なお、第21条第1項の規定による関係市町村長の意見等により、周辺住民との紛争が見られる場合は、第20条第2号に基づき同条第1号に定める手続を行うこととする。
- イ 移動式破碎施設は事前協議を省略できる。
- ウ 施設の処理業への転用の場合は、事前協議を省略することができる。ただし、既存事業地以外での転用は事前協議を実施の上、第20条第1号に定める手続を行うものとする。
- (事前協議を実施しない場合の廃掃法の許可申請及び届出の手続)
- 第19条 第13条から前条までの規定において、産業廃棄物の処理の用に供する施設について事前協議を行わない場合の廃掃法の許可申請及び届出の手続は、次の各号の号イと該当する。ただし、産業廃棄物処理施設を除く施設において、第13条第1項第1号ア(ア)及び(イ)に該当しない施設の変更及び前条第1号(1) 廃掃法における産業廃棄物処理業(変更)許可が必要な場合は、(2)の場合を除き、次のアからエまでの手続を行う。
- ア 産業廃棄物処理業(変更)許可申請の際、第3条で別に定める処理業の許可等に関する基準における添付書類・図面に加えて、別表1に掲げる番号4、6、9、10、13、14の書類及び図面を添付した上で申請書を提出することを求めるものとする。廃掃法の法令規則へ適合し、要綱に基づく運用基準(産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準)の上の審査を行う。
- イ 関係市町村に、申請書における事業内容を説明する書類の写しを送付の上で、意見を聴取し、当該意見に対する事業者の見解の提出を求め(移動式施設を除く)。設置者は、知事又は関係市町村長から関係市町村長に当該許可申請の内容について説明するよう求められた場合は、これに協力するものとする。
- ウ 許可の際には、申請書の内容及びイの見解、見解を踏まえて、廃棄物処分に伴う

生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討の上、廃掃法第14条第1項の許可への生活環境上の条件（許可における生活環境の保全上必要な条件）を付すかを判断する。

エ 審査結果については、イの事業者見解書写しを添付の上、関係市町村に通知するものとする。

(2) 廃掃法に基づく廃棄物処理施設に係る許可（設置・変更・譲受け（借受け））が必要な場合は、次のアからエまでの手続を行う。

ア 廃掃法に基づく廃棄物処理施設に係る設置・変更・譲受け（借受け）の許可申請の段階で、廃掃法等法令規則への適合に関して、県の要綱に基づく運用基準（産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準）上の審査を行う。なお、審査のため、別表1番号13の書類の提出を求め、別表1番号14の書類の提出を別に求めるものとする。

イ 関係市町村に、申請書における事業内容を説明する書類の写しを送付の上で、意見聴取し、当該意見に対する事業者の見解の提出を求め（移動式施設を除く。）設置者は、知事又は関係市町村長に当該許可申請の内容について説明するよう求められた場合は、内容に協力する見解を踏まえて、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じおそれがないかを検討する。更に、施設設置及び変更の際には、廃掃法第15条の2第1項第2号の許可要件への適合を検討することを判断する。

ウ 伴う生活環境の保全上の支障が生じおそれがないかを検討する。更に、施設設置及び変更の際には、廃掃法第15条の2第4項の生活環境保全上の条件を付すかを判断する。

なお、産業廃棄物処理業（変更）許可が必要な場合は、イの意見、見解及びウにおける検討結果を踏まえて、産業廃棄物処理業（変更）許可に廃掃法第14条第1項の生活環境上の条件を付すかを判断する。

エ 審査結果については、イの事業者見解書写しを添付の上、関係市町村に通知するものとする。

(3) 廃掃法における産業廃棄物処理業に係る変更届出が必要な場合は、(2)の場合を除き、次のア及びイの審査等を行う。

ア 変更届出の際に、廃掃法で規定された書類及び図面に加えて、別表1番号1、4、6、9、10、13、14の書類及び図面を添付した上で届出書を提出することを求める。知事は、廃掃法等法令規則への適合に関して、県の要綱に基づく運用基準（産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準）上の審査を行い、廃掃法の処理基準上問題がないかを確認するものとする。

イ 届出受理後は、関係市町村長に、変更届出の内容について通知するものとする。（手続）

第20条 第17条に基づく事業計画書の提出を行った者（以下「事業計画書提出者」という。）は、次に規定する手続を行うものとする。

(1) 第13条及び第16条の協議で、当該協議に係る施設（移動式のものを除く。）が産業廃棄物処理施設である場合及び第18条第2号ウにおける既存事業地以外での転用の調整は、知事が別に定める熊本市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（以下「紛争要綱」という。）の手続。

(2) 第18条第2号アにより、周辺住民との紛争が予見される場合は、第1号における紛争要綱第4条第3項以降の手続を行うことができるものとする。

(3) 前2号による紛争要綱の手続に該当しない場合は、次条及び第22条に定める手続。

（協議等）

第21条 知事は、事業計画書提出者からの協議が前条第1号に該当しない場合で、当該事業計画書の期間が適当であるとして生活環境保全上の見地から、当該事業計画書の写しを送付して、この場合において、第18条第2号アに該当する施設設置に関し意見を求めるときは、紛争要綱の手続の必要性も含めて意見を求めるものとする。

2 事業計画書提出者は、知事又は関係市町村長から当該事業計画書の内容について説明するよう求められた場合は、これに協力するものとする。

3 事業計画書提出者は、関係市町村長の意見に対する対応等を記載した見解書を知事に提出するものとする。

4 知事は、必要に応じて事業計画書の内容の変更等を当該事業計画書提出者に指示することができる。

5 事業計画書提出者は、提出した事業計画書において、第1項の意見を求めた後に、次の各号に掲げる事項の変更をしようとする場合は、事業計画変更届出書（別記第10号様式）を、知事に提出するものとする。

(1) 当該施設の処理能力が10パーセント以上増大する変更

(2) 当該施設の処理方式の変更

(3) 処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）に係る変更（排ガス又は排水の量の変更においては増

- 大する場合に限る。)
- (4) 排水の性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成するこゝととした数値の変更(当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減せられこゝとならざるのみを認むる場合を除く。)
- (5) 排水の性状及び水質等の測定頻度に関する事項の変更(当該変更によつて頻度が高くなるものを認むる場合を除く。)
- (6) 生活環境への負荷を増大させると予想される変更
- 6 前項の事業計画変更届出書が提出された場合は、変更後の事業計画書について前条及び第1項か第3項までの手続を行うものとする。
- 7 知事は、前項の協議内容に基づき、審査等を行う。
- (1) 廃掃法等の法令に適合するに支障を及ぼすおそれがあるもの、産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準及び産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準)上の審査。
- (2) 第1項の関係市町村長からの意見及び第3項の事業計画書提出者からの見解書の内容を踏まえ、次のアからウまでによる審査等。
- ア 廃掃法における産業廃棄物の処理(変更)許可が必要な場合は、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じることがないかを検討の上、許可に廃掃法第14条第1項の条件を付する。
- イ 廃掃法に基づく産業廃棄物の処理施設に係る設置・変更・譲受け(借受け)が必要な場合は、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じることがないかを検討する。更に施設設置及び変更にも、許可に廃掃法第15条の2第1項第2号の許可要件への適合を検討するものとする。
- ウ 廃掃法における産業廃棄物の処理に係る変更届出が必要な場合は、イの場合を除き、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じることがないかを確認する。
- 8 知事は、協議内容が適当であると認めるときは、事前協議終了通知書(別記第11号様式)を事業計画書提出者に交付するものとする。
- 9 知事は、前項の規定により協議が終了した場合は、関係市町村長に第3項の事業計画書提出者からの見解書の写しを添付の上、その旨を通知するものとする。
- (工事完了等)
- 第22条 事業計画書提出者は、工事が完了した場合は、工事完了報告書(別記第12号様式)を知事に提出するものとする。
- 2 前項の工事完了報告書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。
- (1) 工事の施行状況及びしゅん功後の状況を明らかにする写真
- (2) 工事しゅん功図面(施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図の出来高図)
- 3 事前協議者は、事業計画を中止する場合は、事業計画中止届出書(別記第13号様式)を知事に提出するものとする。
- (産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準)
- 第23条 産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造について、知事は、廃掃法等法令を遵守するために必要とする基準(以下「産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準」という。)を別に定める。
- (自社廃棄物の処理施設における事前確認)
- 第24条 産業廃棄物の処理の用に供する施設(産業廃棄物の処理を業として行わない事業者が自らの事業により生ずる産業廃棄物に限り処理するために当該事業場内に設置する施設で、産業廃棄物処理施設以外のものに限る。)で、知事が別に定めるものを設置しようとする者(別に定める施設に該当する処理能力を有していない施設を該当する処理能力に増強しようとする者を含む。)は、施設を設置する前に知事から事前の確認を受けるものとする。
- 2 前項の事前の確認を受ける施設は、前条の産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準において定める。
- 3 第1項の事前の確認では、自社処理施設に関する事前確認依頼書(別記第14号様式)に、前条の産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準において定める書類を添付し、知事に提出するものとする。
- 第5章 雑則
- (提出部数)
- 第25条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、次の表のとおりとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

番号	項目	提出部数
1	県外産業廃棄物搬入事前協議書	2部
2	県外産業廃棄物搬入届出書	2部
3	県外産業廃棄物処理実績報告書、県外産業廃棄物搬入届出に係る県外産業廃棄物処理実績報告書	2部
4	事業概要書、事業計画書及び事業計画変更届出書	3部に関係市町村

		数を加えた部数
5	工事完了報告書	3部
6	事業計画中止届出書	3部
7	自社処理施設に関する事前確認依頼書	3部

備考 提出部数には、副本を含む。
(書類の経路等)

第26条 この要綱の規定により知事に提出する書類又は知事から送付、通知及び交付する書類は、県外産業廃棄物の搬入に関する書類を除き、産業廃棄物の処理の用に供する施設の所在地を管轄する保健所長を経由するものとする。

(適用除外)

第27条 この要綱の規定は、熊本市の区域内においては適用しない。

(その他)

第28条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の熊本県産業廃棄物指導要綱(以下「改正前要綱」という。)に基づき行われている手続については、この要綱施行の日から起算して3箇月の間(以下「移行期間」という。)は、従前の例によるものとする。

3 移行期間の満了日以降については、この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定により交付されている事前協議終了通知書その他の書類は、改正後の熊本県産業廃棄物指導要綱(以下「改正後要綱」という。)の規定により交付された事前協議終了通知書その他の書類とみなし、この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

別表1 事業計画書添付書類

番号	添付書類
1	事業計画の概要を記載した書類
2	申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し(原本と相違無い旨記載し押印したもの)及び履歴事項全部証明書(法人登記)(写しも可)。 申請者が個人の場合は、住民票(本籍省略不可)(写しも可)及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明)(写しも可)) ※設置(変更)許可又は処分業に係る(変更)許可が必要な事前協議の場合は、事前協議時点では3箇月以上経過した書類の写しでも可とする。
3	法施行規則第10条の5第1項第1号ロ(1)に規定する産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを説明する書類： (財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」の修了証の写し ※原本確認を行う。 ※新規の場合は、新規講習会の修了証(申請日から5年以内に発行されたものに限る。) ※更新の場合は、更新講習会の修了証(更新日から2年以内に発行されたものに限る。) (ただし、新規申請にあたり、既に他の都道府県・政令市の許可を受けている場合は、更新講習会の修了証でも可)
4	産業廃棄物の処理工程図その他処理の計画を記載した書類並びに処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類
5	事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類
6	中間処理業で残さ物が生ずる場合は、残さ物の処分方法を記載した書類
7	中間処理施設、保管施設の一覧表
8	・事務所、事業場の付近の見取図(事務所等を中心に半径2キロメートル以内) ・当該施設の配置図(搬入経路を明記すること)
9	・当該施設の処理能力を明らかにする書類及び図面 ・事業の用に供する施設(保管施設を含む)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び設計計算書。最終処分場は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面、埋め立て処分計画を記載した書類、

	災害防止のための計画書、事業区域及び埋立に供する場所の測量図（測量士が作成した求積図又は丈量図）並びに隣接土地所有者（管理者）との敷地境界確認書。
1 0	<ul style="list-style-type: none"> ・字図（公図の写し）に事業区域を枠囲み等で明示したもの ・処分施設（土地を含む。）の所有権又は使用权を証する書類（土地の登記事項証明書*1、2（全部事項証明書）、使用承諾書、貸借契約書等） *1：地目が「田」「畑」となっているものに関しては、農地転用許可が確認できる書類を添付すること。 *2：設置（変更）許可又は処分業（変更）許可が必要な事前協議の場合は、事前協議時点では3箇月以上経過した書類の写しでも可とする。
1 1	産業廃棄物処理施設を使用し処分業を行う者は、技術管理者の資格を有する者の修了証の写し ※原本確認を行う。
1 2	申請者が県又は市の許可（当該申請に係る処理業、設置・変更許可）を受けている場合は、その許可証の写し
1 3	当該施設に係る廃掃法及び自動車リサイクル法並びに要綱における構造基準及び維持管理基準に対する対応状況を記載した書類
1 4	周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
1 5	当該事業に係る他法令の手續の必要の有無及び手續の状況を記載した書類
1 6	設計計算書（油水分離等）
1 7	事業計画書、収支見積書
1 8	標準作業書
1 9	前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面（生活環境の保全に関する協定書の写し（締結している場合のみ）等）

- 注1 廃掃法に係る施設の場合は、番号16～18は不要
 注2 自動車リサイクル法に係る施設の場合は、番号1、3、7及び11は不要
 注3 優良産廃業者の場合、番号2、3、5及び11は省略できる。

別記第1号様式(第7条関係)

県外産業廃棄物搬入(新規・変更)事前協議書

年 月 日

熊本県知事

様

協議者 〒 TEL FAX

住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり県外産業廃棄物の搬入(新規・変更)を行いたいので、熊本県産業廃棄物指導要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて協議します。

排 出 事 業 場	氏 名 又 は 名 称		
	所 在 地		
	担当部署・担当者名		
熊本県内へ搬入を行う理由(変更の理由)			
搬入の予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
搬 入 を 行 う 産 業 廃 棄 物	種 類	数 量	処 分 方 法
		t/年 m ³ /年	
		t/年 m ³ /年	
搬 入 及 び 処 理 の 内 容 等	搬入方法	(自己・委託)運搬 委託業者 名称: 住所:	
	搬入経路		
	処分業者	業 者 名: 処分に要する施設: 施設の(残余)能力:	
	処 理 量 (処分施設ごと)		

注 1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。

- 2 添付書類
- ①当該排出事業場の業務概要を記載した書類
 - ②製造工程図(使用原材料が分かるもの)及び産業廃棄物の排出工程図若しくはこれらに類する図面等
 - ③搬入方法及び搬入経路を記載した書類並びに搬入経路を記入した地図
 - ④委託処理の場合は、当該排出事業者と委託を予定している処理業者等の委託契約書案
 - ⑤産業廃棄物並びに運搬車両及び運搬容器のカラー写真
 - ⑥搬入する産業廃棄物の分析証明書(有害物質等の含有又は溶出試験結果で、事前協議書を提出しようとする日前60日以内に検査を実施したものとする。)
 - ⑦委託処理の場合は、委託を予定している処理業者等の許可証の写し
 - ⑧処分を予定している処理業者等が作成した産業廃棄物の処分計画書(別記第3号様式)
 - ⑨処理業者の中間処理施設からの産業廃棄物については適正処理確認申告書(別記第4号様式)

別記第2号様式(第7条関係)

県外産業廃棄物搬入(新規・変更)届出書

年 月 日

熊本県知事

様

届出者 〒 TEL FAX

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり県外産業廃棄物を搬入(新規・変更)しますので、熊本県産業廃棄物指導要綱第7条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

排 出 事 業 場	氏 名 又 は 名 称		
	所 在 地		
	担当部署・担当者名		
熊本県内へ搬入を行う理由(変更の理由)			
搬入の予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
搬 入 を 行 う 産 業 廃 棄 物	種 類	数 量	処 分 方 法
		t/年 m ³ /年	
		t/年 m ³ /年	
		t/年 m ³ /年	
搬 入 及 び 処 理 の 内 容 等	搬入方法	(自己・委託)運搬 委託業者 名称: 住所:	
	搬入経路		
	処分業者	業 者 名: 処分に要する施設: 施設の(残余)能力: 優良認定の有無:	
	処理量 (処分施設ごと)		

- 注 1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 2 添付書類 ①当該排出事業場の業務概要を記載した書類
 ②製造工程図(使用原材料が分かるもの)及び産業廃棄物の排出工程図
 若しくはこれらに類する図面等
 ③搬入方法及び搬入経路を記載した書類並びに搬入経路を記入した地図
 ④委託処理の場合は、当該排出事業者と委託を予定している処理業者等の委託契約書案
 ⑤産業廃棄物並びに運搬車両及び運搬容器のカラー写真
 ⑥搬入する産業廃棄物の分析証明書(有害物質等の含有又は溶出試験結果で、届出書を提出しようとする日前60日以内に検査を実施したものとす。)
 ⑦委託処理の場合は、委託を予定している処理業者等の許可証の写し
 ⑧処分を予定している処理業者等が作成した産業廃棄物の処分計画書(別記第3号様式)
 ⑨処理業者の中間処理施設からの産業廃棄物については適正処理確認申告書(別記第4号様式)

別記第3号様式(第7条関係)

産業廃棄物の処分計画書

年 月 日

排出事業者 様

処分者 〒 TEL FAX

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり熊本県産業廃棄物指導要綱第7条第3項第8号に規定する産業廃棄物の処分
計画書(年度分)を作成しましたので、提出します。







産業廃棄物処理施設		施 設 の 種 類				
		所在地				
		処分方法				
		処理能力		(中間処理施設) t・m ³ /日(時間) (最終処分場) 残余容量 m ³		
年度処分を予定して る産業廃棄物の種類 及び数量	廃棄物の 種 類	区分	処分子定量 (年間計画量)	年度の既処分量 年 月 日現在	貴社受託量	県外廃棄物の 受託割合
		県内物	t・m ³	t・m ³		
		県外物	t・m ³	t・m ³	t・m ³	
		合 計	t・m ³	t・m ³		
		県内物	t・m ³	t・m ³		
		県外物	t・m ³	t・m ³	t・m ³	
		合 計	t・m ³	t・m ³		
		県内物	t・m ³	t・m ³		
		県外物	t・m ³	t・m ³	t・m ³	
		合 計	t・m ³	t・m ³		
	合 計	県内物	t・m ³	t・m ³		
		県外物	① t・m ³	t・m ³	t・m ³	
	合 計	② t・m ³	t・m ³	t・m ³	%	

- 注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 2 産業廃棄物処理施設の種類ごとに作成すること。
 3 県外廃棄物の受託割合(%)は、割合(①/②×100)を記入すること。

別記第4号様式(第7条関係)

適 正 処 理 確 認 申 告 書

次のとおり熊本県産業廃棄物指導要綱第7条第3項第9号に規定する産業廃棄物の適正処理について、確認いたしましたので申告します。

確 認 項 目	確 認 内 容	施設の立入確認検査
1 処分方法及び処理能力の確認(他者の委託状況、受託計画等)	<input type="checkbox"/> 施設の種類 <input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 処分方法 <input type="checkbox"/> 処理能力 <input type="checkbox"/> 他社の委託状況(何社、何トン) *確認状況写真等を添付すること。	年月日： 年 月 日 確認者：職 氏名  対応者：職 氏名 
2 処分業者への委託が中間処理の場合、最終処分方法、最終処分量及び残さの処分先の確保ができているか。	<input type="checkbox"/> 最終処分方法 <input type="checkbox"/> 最終処分量 <input type="checkbox"/> 残さの処分先	年月日： 年 月 日 確認者：職 氏名  対応者：職 氏名 
3 その他参考事項		年月日： 年 月 日 確認者：職 氏名  対応者：職 氏名 

注 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。

別記第5号様式(第8条関係)

県外産業廃棄物搬入事前協議終了通知書

循社対第 号
年 月 日

住 所
氏 名
代表者

熊本県知事

年 月 日付けで協議のありました県外産業廃棄物の搬入については、下記のとおり事前協議を終了しましたので通知します。

記

- 1 搬入の期間
年 月 日から 年3月31日まで
排出事業所
- 2 搬入する産業廃棄物の種類等
種 類
処 理 量
処理方法
処分業者
- 3 搬入の条件
 - (1) 県外産業廃棄物の熊本県内への搬入においては、産業廃棄物の種類・処理方法・処理量等の承認された内容を守ること。なお、協議の内容を変更しようとする場合は、再度、事前協議を行うこと。
 - (2) 県外産業廃棄物の収集運搬及び処分については、マニフェストを運搬車両1台につき1部を使用し、処分終了後速やかに「D票の写し」を環境生活部環境局循環社会推進課まで送付すること。
 - (3) 収集運搬車両の変更は、あらかじめ変更届出を行ってから運搬車両として使用すること。
 - (4) 収集運搬及び熊本県内における処理等において、事故又は災害等によって県外産業廃棄物が流出した場合は、事故等の復旧に努め、復旧後速やかに事故等の内容を報告すること。
 - (5) 協議に係る県外産業廃棄物の処分の状況を記載した「県外産業廃棄物処理実績報告書(熊本県産業廃棄物指導要綱第11条別記第6号様式)」を、年6月30日までに環境生活部環境局循環社会推進課に提出すること。

別記第6号様式(第11条関係)

県外産業廃棄物処理実績報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 〒 TEL FAX

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり熊本県において県外産業廃棄物処理いたしましたので、熊本県産業廃棄物指導要綱第11条第1項の規定により処理実績を報告します。

排出事業場	氏名又は名称		
	住所	TEL	担当者名
協議終了通知年月日及び番号		年 月 日	第 号
処 理 期 間		年 月 日から	年 月 日まで
産業廃棄物の種類	処 理 実 績 (t・m ³ /年)	運 搬 者	処 分 者
	t/年 m ³ /年		
	t/年 m ³ /年		
	t/年 m ³ /年		
	t/年 m ³ /年		

注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。

2 協議に係る産業廃棄物の「有害物質等の溶出試験結果」並びに収集運搬及び処分の「委託契約書」の写しを添付すること。

別記第7号様式(第11条関係)

県外産業廃棄物搬入届出に係る県外産業廃棄物処理実績報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 〒 TEL FAX

住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり熊本県において県外産業廃棄物処理いたしましたので、熊本県産業廃棄物指導要綱第11条第2項の規定により処理実績を報告します。

排出事業場	氏名又は名称			
	住所	TEL	担当者名	
届出年月日	年 月 日			
処理期間	年 月 日から 年 月 日まで			
産業廃棄物の種類	処理実績 (t・m ³ /年)	運搬者	処分者	今年度の処理予定量(t・m ³ /年)
	t/年 m ³ /年			t/年 m ³ /年
	t/年 m ³ /年			t/年 m ³ /年
	t/年 m ³ /年			t/年 m ³ /年
	t/年 m ³ /年			t/年 m ³ /年

- 注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
- 2 届出に係る産業廃棄物の「有害物質等の溶出試験結果」並びに収集運搬及び処分の「委託契約書」の写しを添付すること。
- 3 本報告書記載の処分に係る届出書の写しを添付すること。

別記第8号様式(第13条、14条、15条及び16条の関係)

事業概要書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 TEL FAX
 協議者 住 所
 氏 名 印
 (法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり産業廃棄物の処理の用に供する施設の設置を行いたいので、熊本県産業廃棄物指導要綱(第13条・14条・15条・16条)の規定により協議します。

施設の場所	
施設の種類	
処理する産業 廃棄物の種類	
施設の処理能力	(積替え又は保管施設) <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 施設面積 m² 施設容量 m³ </div>
	(中間処理施設) <div style="text-align: center;">t・m³/日 (時間)</div>
	(最終処分場) <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 埋立地面積 m² 埋立容量 m³ </div>
その他特記事項	

- 注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 2 施設の設置場所を表した地図(縮尺2万5千分の1~5万分の1程度のもの)を添付すること。

- 3 産業廃棄物の処理の用に供する施設設置計画概要書（別紙）を添付すること。
- 4 施設の変更に係る事業概要書の場合は変更の概要を施設の処理能力又はその他特記事項の欄に記載すること。
- 5 施設の譲受け等に係る事業概要書の場合は譲受け等の相手方の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所をその他特記事項の欄に記載すること。
- 6 処理業への施設の転用に係る事業概要書の場合は転用の理由をその他特記事項の欄に記載すること。
- 7 事業概要書提出後6月以内に事業計画書が提出できない場合には、再度事業概要書から提出すること。

産業廃棄物の処理の用に供する施設設置計画概要書

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分方法等

	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類	処分方法	処分量 (t/月又は m ³ /月)	備 考	
				性状	予定排出事業場の名称及び所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。記載欄が不足する場合は、同じ継続紙を作成し記載すること。

3. 施設の概要

処理施設の種類	
設置場所	
処理能力	
産業廃棄物の種類	
処理施設の処理方式及び設備の概要	
環境保全設備の概要	
その他	

注 最終処分場の場合は、上記によらず「最終処分場の種類及び名称」、「設置場所」、「最終処分場の規模等」、「埋立対象物の種類」、「構造及び設備の概要」、「放流水の水質等」、「その他の環境保全対策」を記載すること。

施設設置等に係る他法令の手続きの該当の有無及び対応状況

関係法令	該当の有無	対応状況
自然公園法、熊本県立自然公園条例 (国立公園又は国定公園、県立自然公園)		
自然環境保全法、熊本県自然環境保全条例 (自然環境保全地域、緑地環境保全地域、郷土修 景美化地域)		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す る法律 (鳥獣保護区等)		
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関 する法律、熊本県野生動植物の多様性の保全に関 する条例 (生息地等保護区等)		
都市計画法 (風致地区、都市計画決定、開発許可)		
建築基準法 (第51条ただし書き許可)		
森林法 (保安林、保安施設地区、林地開発許可)		
河川法 (河川区域)		
急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律 (急 傾斜地崩壊危険区域)		
砂防法 (砂防指定地)		
地すべり等防止法 (地すべり防止区域)		
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律 (土砂災害警戒区域)		
熊本県地域防災計画 (土石流危険渓流)		
農業振興地域の整備に関する法律、農地法 (農業 振興地域、農地)		
文化財保護法、熊本県文化財保護条例、市町村文 化財保護条例		
都市緑地法 (緑地保全地域、特別緑地保全地区)		
熊本県生活環境の保全等に関する条例		
熊本県地下水保全条例		
大気汚染防止法		
水質汚濁防止法		

関係法令	該当の有無	対応状況
騒音規制法		
振動規制法		
悪臭防止法		
浄化槽法		
消防法（少量危険物届出）		
公有地の拡大の推進に関する法律		
宅地造成等規制法		
建築基準法		
工場立地法		
砂利採取法		
採石法		
港湾法		
漁港法		
公有水面埋立法		
海岸法（海岸保全区域）		
道路法		
熊本県景観条例、市町村景観条例（景観形成地域、特定施設届出地区）		
国有財産法		
熊本県屋外広告物条例		
へい獣処理場等に関する法律		
道路交通法		
その他立地市町村等の条例		

別記第9号様式(第17条関係)

事業計画書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 TEL FAX
協議者 住 所
氏 名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり施設設置に係る事業計画書を作成したので、熊本県産業廃棄物指導要綱第17条第2項の規定により関係書類及び図面を添えて協議します。

事業概要書の提出年月日			
施設の場所			
施設の種類			
処理する産業廃棄物の種類			
施設の処 理能力	積替え又は保管施設	施設面積 m^2	施設容量 m^3
	中間処理施設	$t \cdot m^3 / \text{日} (\text{時間})$	
	最終処分場	埋立地面積 m^2	埋立容量 m^3
その他特記事項			

- 注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 2 熊本県産業廃棄物指導要綱の別表1に掲げる書類及び図面を添付すること。
 3 施設の変更に係る事業計画書の場合は変更の概要を施設の処理能力又はその他特記事項の欄に記載すること。
 4 施設の譲受け等に係る事業計画書の場合は譲受け等の相手方の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所をその他特記事項の欄に記載すること。
 5 処理業への施設の転用に係る事業計画書の場合は転用の理由をその他特記事項の欄に記載すること。

事業計画書添付書類

番号	添 付 書 類	チェック欄
1	事業計画の概要を記載した書類	
2	申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し（原本と相違無い旨記載し押印したもの）及び履歴事項全部証明書（法人登記）（写しも可）。 申請者が個人の場合は、住民票（本籍省略不可）（写しも可）及び登記事項証明書（登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明）（写しも可）） ※設置（変更）許可又は処分に係る業（変更）許可が必要な事前協議の場合は、事前協議時点では3カ月以上経過した書類の写しでも可とする。	
3	法施行規則第10条の5第1項第1号ロ(1)に規定する産業廃棄物の処分を的確に行うに足る知識及び技能を有することを説明する書類：（財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」の修了証の写し ※原本確認を行う。 ※新規の場合は、新規講習会の修了証（申請日から5年以内に発行されたものに限る。） ※更新の場合は、更新講習会の修了証（更新日から2年以内に発行されたものに限る。） （ただし、新規申請にあたり、既に他の都道府県・政令市の許可を受けている場合は、更新講習会の修了証でも可）	
4	産業廃棄物の処理工程図その他処理の計画を記載した書類並びに処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類（様式第7号）	
5	事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類（様式第5号）	
6	中間処理業で残さ物が生ずる場合は、残さ物の処分方法を記載した書類	
7	中間処理施設、保管施設の一覧表	
8	・事務所、事業場の付近の見取図（事務所等を中心に半径2km以内） ・当該施設の配置図（搬入経路を明記すること）	
9	・当該施設の処理能力を明らかにする書類及び図面 ・事業の用に供する施設（保管施設を含む）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び設計計算書。最終処分場は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面、埋め立て処分計画を記載した書類、災害防止のための計画書、事業区域及び埋立に供する場所の測量図（測量士が作成した求積図又は丈量図）並びに隣接土地所有者（管理者）との敷地境界確認書。	
10	・字図（公図の写し）に事業区域を枠囲み等で明示したもの ・処分施設（土地を含む。）の所有権又は使用権を証する書類（土地の登記事項証明書*1、*2（全部事項証明書）、使用承諾書、貸借契約書等） *1：地目が「田」「畑」となっているものに関しては、農地転用許可が確認できる書類を添付すること。 *2：設置（変更）許可又は処分業（変更）許可が必要な事前協議の場合は、事前協議時点では3カ月以上経過した書類の写しでも可とする。	
11	産業廃棄物処理施設を使用し処分業を行う者は、技術管理者の資格を有する者の修了証の写し ※原本確認を行う。	
12	申請者が県又は市の許可（当該申請に係る処理業、設置・変更許可）を受けている場合は、その許可証の写し	
13	当該施設に係る廃掃法及び自動車リサイクル法並びに指導要綱における構造基準及び維持管理基準に対する対応状況を記載した書類	
14	周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類	
15	当該事業に係る他法令の手の必要の有無及び手の状況を記載した書類	
16	設計計算書（油水分離等）	
17	事業計画書、収支見積書（様式第8号）	

18	標準作業書	
19	前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面 (生活環境の保全に関する協定書の写し(締結している場合のみ)等)	

注1 廃掃法に係る施設の場合は、番号16～18は不要

注2 自動車リサイクル法に係る施設の場合は、番号1、3、7及び11は不要

注3 優良認定業者の場合、番号2、3、5及び11は省略できる。

様式第1号の1 (法規則第10条の4第2項第1号、第10条の16第2項関係)

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分方法等

	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類	処分方法	処分量 (t/月又は m ³ /月)	備 考	
				性状	予定排出事業場の名称及び所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。記載欄が不足する場合は、同じ継続紙を作成し記載すること。

様式第1号の2 (法規則第10条の4第2項第1号、第10条の16第2項関係)

3. 施設の概要

処理施設の種類	
設置場所	
処理能力	
産業廃棄物の種類	
処理施設の処理方式及び設備の概要	
環境保全設備の概要	
その他	

注 最終処分場の場合は、上記によらず「最終処分場の種類及び名称」、「設置場所」、「最終処分場の規模等」、「埋立対象物の種類」、「構造及び設備の概要」、「放流水の水質等」、「その他の環境保全対策」を記載すること。

様式第1号の4 (法規則第10条の4第2項第1号、第10条の16第2項関係)

5. 処分業務の具体的計画 (処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。)

(1) 処分場搬入に際し講ずる措置

(2) 処分業務を行う時間

(3) 休業日

(4) 組織体制

(5) 従業員数

役 員	政令に定める 使用人	事務員	作業員	その他	技術管理者等 資格者数	総 数
人	人	人	人	人	人	人

(6) その他

様式第1号の5（法規則第10条の4第2項第1号、第10条の16第2項関係）

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

様式第5号(法規則第10条の4第2項第7号、第10条の16第2項関係)

事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類

内 訳		金 額 (千円)
1	事業の開始に要する 資金の総額	
	土 地	
①		
	事 務 所	
②		
	収集運搬車両	
③		
	積替え保管施設	
④		
2 調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考		

様式第7号 (法規則第10条の4第2項第4号、第10条の16第2項関係)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類

処分後の産業廃棄物の種類		
発 生 量 (t/月又はm ³ /月)		
処 理 方 法	自 己 処 理	処分場所
	委 託 処 理	業者名
		所在地
	<p>(該当する処理方法に○をつけること)</p> <p>埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却</p> <p>* 中間処理、売却の場合は、その具体的な方法</p>	
備考		

様式第8号

事業計画書及び収支見積書

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

(フロー概略図を添付)					
業務時間	： ～ ：	従業員数	人	休業日	

1-2. 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3. 解体・破砕実績

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1-4. 解体・破砕能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	台 (台)	保管量の上限	台 (台)
現在保管量	台 (台)	現在保管量	台 (台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で()に記入すること

1-6. 年間収支見積書

項 目		前年度 (年)		今年度の見込み	
		(決算月 (月))		(決算月 (月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち 廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ (主に支払利息 (注))				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

別記第10号様式(第21条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 TEL FAX
 協議者 住 所
 氏 名 印
 (法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で提出した事業計画書に係る内容を変更するので、熊本県産業廃棄物指導要綱第21条第5項の規定により届け出ます。

施設の場所		
施設の種類		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

注 変更事項に関して必要な書類及び図面を添付すること。

別記第11号様式(第21条関係)

事前協議終了通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

熊本県産業廃棄物指導要綱に基づき、 年 月 日付けで協議のありました産業廃棄物の処理の用に供する施設については、事前協議を終了しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 施設の設置場所
- 2 施設の種類
- 3 施設の処理能力
- 4 処理する産業廃棄物の種類
- 5 申請の概要(施設の設置・変更・譲受け・転用等)
- 6 遵守事項
 - (1) 施設の設置、使用等においては、協議した内容を遵守するとともに、法令及び熊本県産業廃棄物指導要綱に定める規定を守ってください。
 - (2) 計画内容等に変更があった場合には、当庁に速やかに連絡し、指示を受けてください。
 - (3) 施設のしゅん功に当たっては、「工事完了報告書(別記第12号様式)」を提出してください。
 - (4) 計画を中止した場合には、「事業計画中止届出書(別記第13号様式)」を提出してください。」
 - (5) 本通知は、通知時点での法令の範囲内で有効となります。

別記第12号様式 (第22条関係)

工事完了報告書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 TEL FAX
 協議者 住 所
 氏 名 印
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日 付 け 第 号 で 協 議 が 終 了 し た
 産業廃棄物の処理の用に供する施設について、次のとおり工事を完了しましたので、熊本県産業廃棄物
 指導要綱第22条第1項規定により届け出ます。

施設の場所	
施設の種類	
工事完了年月日	
使用開始予定年月日	

注 次の書類及び図面を添付すること。

- (1) 工事の施行状況及びしゅん功後の状況を明らかにする写真
- (2) 工事しゅん功図面(施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図の出来高図)

別記第13号様式(第22条関係)

事業計画中止届出書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 TEL FAX
協議者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで提出した事業計画書の計画を中止するので、熊本県産業廃棄物指導要綱第22条第3項の規定により届け出ます。

施設の場所	
施設の種類	

別記第14号様式(第24条関係)

自社処理施設に関する事前確認依頼書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 TEL FAX
協議者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

熊本県産業廃棄物指導要綱第24条第3項に規定する産業廃棄物の処理の用に供する施設を設置しますので、同条同項の規定により関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の場所	
施設の種類	
処理する産業廃棄物の種類	
施設の処理能力	中間処理施設 t・m ³ /日(時間)
その他の参考事項	

- 注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「特定施設設置届出書」の写しを添付すること。

熊本県告示第138号

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱を次のように定める。

令和元年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱
熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱(平成5年
熊本県告示第389号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第2条)
- 第2章 紛争の予防に係る手続等
 - 第1節 事業計画の事前公開(第3条-第9条)
 - 第2節 事業計画書に対する意見の調整(第10条-第14条)
 - 第3節 事業計画の変更及び廃止(第15条・第16条)
- 第3章 紛争のあつせん(第17条-第19条)
- 第4章 雑則(第20条-第23条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の産業廃棄物処理施設のうち、産業廃棄物の処理の業の用に供されるものの設置許可に当たつて、法第15条の2第1項第2号の許可基準である周辺地域の生活環境の保全等への適正な配慮がなされているか及び法第15条の2第

4 項の生活環境の保全上必要な許可条件を付するに付して、知事が判断するために、設置が計画された事業の処理施設において、この要綱の第15条第2項第2号の生活環境の保全を図るものとする。

(定義)

第2条 熊本県産業廃棄物指導要綱(以下「指導要綱」という。)第2条に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理施設 第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、指導要綱第20条によりこの要綱による手続を必要とするものをいう。
 - (2) 紛争 処理施設の設置に伴って生じる周辺の生活環境への影響に関する関係者と設置者との間の争いをいう。
 - (3) 生活環境 人の生活及び人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境をいう。
 - (4) 関係者 処理施設を設け、又は転用を行う者、おおうとする者をいう。
 - (5) 関係者 関係地域内に住所を有する個人又は法人をいう。
- 第2章 紛争の予防に係る手続等

第1節 事業計画の事前公開
(指導要綱第20条第2号による手続について)

第3条 指導要綱第20条第2号により、この要綱における手続を行うこととした場合は、次条第3項から手続を行うものとする。

(関係地域指定)

第4条 知事は、処理施設について、指導要綱第17条に基づく事業計画書(以下「事業計画書」という。)の提出があった場合は、事業計画書に記載された処理施設の設置場所を管轄する市町村長及び事業計画書について周知を図る必要があると認める市町村長(以下これを「関係市町村長」という。)に事業計画書の写しを送付するものとする。

2 知事又は関係市町村長は、設置者に対して、必要に応じて、関係市町村長に当該事業計画書の内容について説明するよう求めるものとする。

3 知事は、第1項の規定により事業計画書の写しを送付した関係市町村長の意見を聴いた上で、事業計画書に記載された設置場所の境界が1キロメートル以内の範囲(以下「関係地域」という。)を定めなければならない。

4 知事は、前項の規定により関係地域を定めた場合は、速やかに、その旨を設置者及び関係市町村長に通知するものとする。

(公表及び閲覧)

第5条 知事は、前条第4項の規定による通知をした場合は、速やかに、事業計画書の提出があった旨、関係地域、閲覧の場所及び次に掲げる事項を関係者に公表し、事業計画書(指導要綱別表1の番号2、5及び10に掲げる書類を除く。)を公表した日から30日間、閲覧に供しなければならない。

- (1) 設置者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 施設の種類及び処理能力
- (3) 設置場所
- (4) 閲覧期間

2 前項の場合において、知事は、あらかじめ、公表する内容を設置者に通知するものとする。

(公表及び閲覧の方法等)

第6条 前条第1項の規定による公表は、処理施設の設置場所を管轄する保健所及び関係地域の市町村の掲示板に通知書を掲示することにより行う。

2 前条第1項の規定による閲覧の場所は、設置場所を管轄する保健所及び関係地域の市町村の庁舎内とする。

3 設置者は、前条第2項の通知を受けた場合は、関係者に対し、必要な事項を記載した文書を配布する方法(これにより難しいときは、関係地域内での掲示板への掲示等)により、事業計画書の概要、閲覧場所及び第8条第1項に規定する説明会の開催について周知に努めるものとする。

(周知計画書)

第7条 設置者は、前条第3項の規定により関係者に対し周知を図ろうとする場合は、あらかじめ、次条第1項の説明会の開催に関する事項その他事業計画書の周知のために必要な事項を記載した計画書(別記第1号様式。以下「周知計画書」という。)を知事に提出するものとする。

2 設置者は、前項の周知計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ、周知計画変更届(別記第2号様式)を知事に提出するものとする。

3 知事は、前2項に規定する周知計画書及び周知計画変更届の提出があった場合は、速

やかに、その写しを関係地域の市町村長に送付するものとする。

(説明、会の開催等)

- 第8条 設置者は、第5条第1項に規定する期間内に、関係地域において事業計画の
 説明会を開催するときは、関係地域において開催する適
 2 な場所がないときは、関係地域以外に開催する。及び図面を配
 3 布するときは、前項の事業計画書の内容を、具体的かつ平易に説明するよう努め、必要
 3 知事には、対し、期限を付し、規定する説明会を開催する。この場合、当該
 4 設置者は、第1項又は前項の規定にかかわらず、説明会の開催を要しない。この場
 4 は、当該理由を知らずして、説明会の開催を要しない。この場合、正当な理由があ
 5 説明会の開催を要しなかつた設置者は、前条第2項に規定する周知計画変更届を提
 6 出し、説明会以外の方法により、関係者が開催される場合は、その職員をこれに立
 6 せ知事は、第1項又は第3項の説明会が

(実施状況の報告書の提出)

- 第9条 設置者は、説明会の開催等により事業計画書について周知を図った場合は、説明
 9 会等実施状況報告書(別記第3号様式。以下「報告書」という。)を知事に提出するも
 のとする。

- 2 知事は、前項の報告書の提出があった場合は、当該報告書の写しを関係地域の市町村
 長に送付するものとする。

第2節 事業計画書に対する意見の調整

(意見書の提出等)

- 第10条 事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する関係者は、第
 5 条第1項の公表日から起算して45日を経過する日(同項の規定による閲覧期間が
 満了する日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日から起
 2 算して15日を経過する日)までに、意見を提出することができる。この場合、その写し又は意見書の要旨
 2 を記載した書面(以下「意見書等」という。)を設置者及び関係地域の市町村長に送付
 するものとする。

(見解書の提出等)

- 第11条 設置者は、意見書等の送付を受けた場合は、遅滞なく、意見書等に対する見解
 1 を記載した書面(別記第4号様式。以下「見解書」という。)を作成し、知事に提出す
 るものとする。

- 2 設置者は、前項の規定による見解書の提出後、関係者に対し、見解書について、原則
 として説明会の開催により、周知に努めるものとする。

- 3 知事は、前項の説明会が開催される場合は、職員をこれに立ち合わせることができる。
 (関係地域の市町村長への意見聴取)

- 第12条 知事は、前条第1項の見解書の提出があった場合は、速やかに、その写しを関
 係地域の市町村長(以下「関係市町村長」という。)に送付するとともに、期限を付し、
 2 事業計画書及び見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を求めるものとする。

- 2 知事は、前項の規定による期限を付するに当たっては、前条第2項の規定により設置
 者が見解書について周知に努める期間及び関係地域の市町村長の意見の作成に必要な期
 間を考慮するものとする。

- 3 知事は、第1項の意見の提出があった場合は、速やかに、設置者にその写しを送付す
 るものとする。

- 4 設置者は、知事から送付された前項の意見に対する対応等を記載した見解書(別記第
 4 号様式)を作成し、知事に提出するものとする。

(審査等の実施)

- 第13条 知事は、設置者より事業計画書が提出された場合、事業計画書について、第1
 号に掲げる審査を行うとともに、前条第4項の設置者からの見解書が提出されたときは、
 第2号に掲げる法に基づく判断を行う。

(1) 法の法令規則への適合に関して、指導要綱に基づく運用基準(産業廃棄物の処理
 の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の立
 地に関する基準及び産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準)上の審
 査を行う。

(2) 第10条第1項の関係者及び前条第1項の関係市町村長の意見並びに第11条第
 1 項及び前条第4項の設置者からの見解書の内容を踏まえ、次のアからウまでによる
 判断を行う。

ア 法に基づく廃棄物処理施設に係る設置許可が必要な場合は、法第15条の2第1
 項第2号の許可基準への適合を検討するとともに、同条第4項における許可に当た
 った生活環境の保全上必要な条件を付すかを判断する。

イ 法における産業廃棄物処理業(変更)許可が必要な場合は、廃棄物処分に伴う生
 活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討の上、法第14条第11項に

おける許可に当っての生活環境の保全上必要な条件を付すかを判断する。おける許可に当っての生活環境の保全上必要な条件を付すかを判断する。おける許可に当っての生活環境の保全上必要な条件を付すかを判断する。

ウ 廃棄物の処理に必要を設ける者は、前項の審査終了後、協議が終了した場合は、関係市町村長に前条第4項の設置者から、その旨を通知する。また、法の規定に反するものとする。

2 知事は、前項の審査終了後、協議が終了した場合は、関係市町村長に前条第4項の設置者から、その旨を通知する。また、法の規定に反するものとする。

3 知事は、前項の審査終了後、協議が終了した場合は、関係市町村長に前条第4項の設置者から、その旨を通知する。また、法の規定に反するものとする。

4 知事は、前項の審査終了後、協議が終了した場合は、関係市町村長に前条第4項の設置者から、その旨を通知する。また、法の規定に反するものとする。

第14条 設置者は、前項の審査終了後、協議が終了した場合は、関係市町村長に前条第4項の設置者から、その旨を通知する。また、法の規定に反するものとする。

第15条 設置者は、前項の審査終了後、協議が終了した場合は、関係市町村長に前条第4項の設置者から、その旨を通知する。また、法の規定に反するものとする。

第16条 設置者は、前項の審査終了後、協議が終了した場合は、関係市町村長に前条第4項の設置者から、その旨を通知する。また、法の規定に反するものとする。

第17条 設置者は、前項の審査終了後、協議が終了した場合は、関係市町村長に前条第4項の設置者から、その旨を通知する。また、法の規定に反するものとする。

第18条 設置者は、前項の審査終了後、協議が終了した場合は、関係市町村長に前条第4項の設置者から、その旨を通知する。また、法の規定に反するものとする。

第19条 知事は、前項の規定によりあつせんを打ち切った場合は、その旨を当事者及び関係地域の市町村長に通知するものとする。

第4章 雑則

(国等に関する特例)

第20条 国、地方公共団体及び次に掲げる法人（以下これらを「国等」という。）が処理施設を設置しようとする場合は、当該処理施設の設置に係る第2章の紛争の予防に係る手続等については、この要綱の規定にかかわらず、知事と国等との協議により行うものとする。

- (1) 広域臨海環境整備センター
- (2) 日本下水道事業団
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が認める法人
(書類の経由等)

第21条 この要綱の規定により知事に提出する書類又は知事から送付、通知及び交付する書類は、処理施設の所在地を管轄する保健所長を経由するものとする。

2 この要綱に規定する書類の提出部数は、3部とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(適用除外)

第22条 この要綱の規定は、熊本市の区域においては適用しない。

(その他)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行時において、改正前の熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（以下「改正前要綱」という。）に基づき行われている手続については、この要綱施行の日から起算して3箇月の間（以下「移行期間」という。）は、従前の例によるものとする。

3 移行期間の満了日以降については、この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定により交付されている事前協議終了通知書その他の書類は、改正後の熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定により交付された事前協議終了通知書その他の書類とみなし、この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

別記第1号様式(第7条関係)

周 知 計 画 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名)

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第7条第1項の規定に基づき、周知計画書を提出します。

事業計画書提出年月日	年 月 日
施設 の 設 置 場 所	
説 明 会 に 関 する 事 項	開 催 日 時
	開 催 場 所
	対 象 地 域
	開催の周知方法
	配布する書類及び図面の名称
要綱第11条第2項の規定による説明会で配布する書類及び図面	

別記第2号様式(第7条関係)

周 知 計 画 変 更 届

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名 印
(法人にあっては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名)

周知計画書の内容を変更したいので、熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争
の予防及び調整に関する要綱第7条第2項の規定に基づき、周知計画変更届を提出します。

事業計画書提出年月日	年 月 日	
施設 の 設 置 場 所		
周知計画書提出年月日	年 月 日	
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後

別記第3号様式(第9条関係)

説 明 会 等 実 施 状 況 報 告 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名)

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第9条第1項の規定に基づき、説明会等実施状況報告書を提出します。

事業計画書提出年月日	年 月 日
施設 の 設 置 場 所	
説 明 会 に 関 する 事 項	開 催 日 時
	開 催 場 所
	対 象 地 域 内 戸 数
	出 席 者 数
経 過 及 び 概 要	説明会の内容及び 意見の集約並びに 今 後 の 対 応

別記第4号様式(第11条、第12条関係)

見 解 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名)

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第11条
第1項及び第12条第4項の規定に基づき、見解書を提出します。

意 見 の 要 旨	
意 見 に 対 す る 見 解	
周 知 の 方 法	

別記第5号様式(第13条関係)

事前協議終了通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予報及び調整に関する要綱に基づき、 年 月 日付けで協議のありました処理施設については、事前協議を終了しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 施設の設置場所
- 2 施設の種類
- 3 施設の処理能力
- 4 処理する産業廃棄物の種類
- 5 申請の概要(施設の設置・転用等)
- 6 遵守事項
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設に係る設置等の許可が必要な処理施設にあつては、同法の規定に従い許可申請を行ってください。
 - (2) 計画内容等に変更があつた場合には、当庁に速やかに連絡し、指示を受けてください。
 - (3) 計画を中止した場合には、「事業計画中止届出書(別記第7号様式)」を提出してください。
 - (4) 本通知は、通知時点での法令の範囲内で有効となります

別記第6号様式(第15条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 TEL FAX
 協議者 住 所
 氏 名 印
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで提出した事業計画書に係る内容を変更するので、熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第15条第1項の規定により届け出ます。

施設の場所		
施設の種類		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

注 変更事項に関して必要な書類及び図面を添付すること。

別記第7号様式(第16条関係)

事業計画中止届出書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 TEL FAX
協議者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで提出した事業計画書の計画を中止するので、熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第16条の規定により届け出ます。

施設の場所	
施設の種類	

別記第8号様式(第17条関係)

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名)

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第17条
第1項の規定に基づき、あっせんの申請をします。

施 設 の 種 類	
施 設 の 設 置 場 所	
紛 争 の 相 手 方 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	
あ っ せ ん を 申 請 す る 理 由	
交 渉 経 過 の 概 要	

別記第9号様式(第18条関係)

代 表 者 選 任 (変 更) 届

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名)

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第18条第4項の規定に基づき、代表者選任(変更)届を提出します。

施 設 の 種 類	
施 設 の 設 置 場 所	
紛 争 の 相 手 方 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	
あ っ せ ん 申 請 日	年 月 日
代 表 者	住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号 () -
変 更 し た 場 合 変 更 前 の 代 表 者	住 所 (ふりがな) 氏 名

熊本県告示第139号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
多機能型事業所 海イルカ 玉名郡長洲町大字長洲2918-2	NPO法人スローすてっぷ 玉名郡長洲町大字長洲2918-2 松岡 友美	令和元年 (2019年) 6月25日	435110 0088	指定児童発達支援

熊本県告示第140号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により公表する。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 検査の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査の対象家畜
牛 7頭
- 3 検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
令和元年(2019年) 8月5日(月)	熊本県農業研究センター 合志市栄3801

熊本県告示第141号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年(2019年)7月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市鹿本町御宇田字陳内 2056番5地先から 同所 2055番1地先まで	53.5	防交

- 2 供用を開始する期日 令和元年(2019年)7月2日

公 告

熊本県公告第134号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字平川字水迫1263番7、同1263番16、同1269番1、同1270番1、同1270番2、同1270番3、同1270番5、同1270番6、同1271番1及び同1276番1
7、336.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市北区植木町亀甲字堀ノ内437番地4
熊本通運株式会社

熊本県公告第135号

熊本市区元三町二丁目6番3号志柿茂喜ほか15人から申請のあった加勢川土地改良区設立のことに、土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定に基づき認可したので、同法第3項の規定により公告する。
令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第136号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
- 2 試験の科目
学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)
- 3 受験資格
 - (1) 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。
ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
イ 省令第45条の2第2項各号のいずれかに該当する者又は同条第3項各号のいずれかに該当する者のうち、省令第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除となる者
 - (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
ア 成年被後見人又は被保佐人
イ 禁錮以上の刑に処せられた者
ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験の日時及び場所
令和元年(2019年)9月6日(金)午前10時45分から
熊本県庁本館13階1301会議室(熊本中央区水前寺六丁目18番1号)
- 5 受験申請の手続
 - (1) 受験申請書類
職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真(申請前6か月以内に撮影した上半身の写真で、縦40ミリメートル、横30ミリメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)及び試験の免除の資格を有することを証明する書類
 - (2) 受験申請書類の受付期間等
令和元年(2019年)7月12日(金)から同年8月2日(金)まで(土日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送により提出する場合は、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (3) 受験申請書類の提出先
受験申請書類は、次に掲げる場所に持参すること。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書し、
熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 受験手数料
受験手数料(学科試験手数料)は、3,100円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。
なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は、返還しない。
 - (5) 受験票
受験申請書を受け付けたときは、後日、申請者宛てに受験票を送付する。
- 6 合否判定の基準
満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 7 合格発表
令和元年(2019年)9月20日(金)に合格者受験番号を熊本県公報で公示し、及び熊本県のホームページに掲載するとともに、合格証書の送付により本人宛てに通知する。
- 8 その他
 - (1) 受験案内、受験申請書の用紙等(以下「受験案内等」という。)は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課において交付する。
なお、受験案内等の交付を郵送により希望する場合は、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験案内等請求」と朱書し、郵便番号、住所及び氏名を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒(定形外角形2号)を同封し、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課に請求すること。

- (2) 受験者のうち希望する者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条第1項の規定により口頭にて試験結果（科目の得点）を開示する。
 なお、開示を行う期間は合格発表の日から起算して1か月間とし、開示を行う場所は熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課とする。
- (3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。
 熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課
 電話 096-333-2344（直通）

熊本県公告第137号

天草市に事務所を置く五和町土地改良区理事長から平成31年（2019年）4月12日付けで申請のあった定款の変更については、令和元年（2019年）6月24日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
 令和元年（2019年）7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第138号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。
 当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）7月2日から同年7月16日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
 令和元年（2019年）7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
合同会社上村農園	八代市鏡町宝出	八代市鏡町内田字壺番割1193番1ほか5筆
塚本 孝一	八代市鏡町野崎	八代市鏡町鏡字芝口参番割742番1ほか4筆
福間 要	八代市鏡町芝口	八代市鏡町鏡字芝口五番割821番ほか5筆
桑原 克尚	八代市鏡町宝出	八代市鏡町野崎字四番割714番2ほか3筆
フィールドマスター合同会社	八代市鏡町鏡	八代市鏡町鏡字芝口参番割719番1
本村 明	八代市北原町	八代市北原町字西北原157番1ほか2筆
串山 二博	八代市三江湖町	八代市三江湖町字添築中割249番ほか1筆
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市水島町字切揚2339番1
村井 亮太	八代市中北町	八代市中北町字中牟田3651番1
村井 亮太	八代市中北町	八代市中北町字北牟田3006番1ほか5筆
中田 繁紀	八代市西片町	八代市島田町字西中田1156番1ほか6筆
中田 繁紀	八代市西片町	八代市千丁町古閑出字四参番割1860番4ほか4筆
杉本 禅	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字四参番割1852番1
農事組合法人本渡山口の里	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3349番1
杉谷 薫	天草市新和町大宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4629番

2 申請年月日
令和元年(2019年)6月12日

熊本県公告第139号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)7月2日から同月16日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人いとだ	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字下川原1048番
甲斐 照久	阿蘇市一の宮町宮地	阿蘇市一の宮町宮地字長田1611番

2 申請年月日
令和元年(2019年)6月14日

熊本県公告第140号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 上益城郡甲佐町大字早川1760番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社親和技建
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字辺田見字村下263番4及び同264番4
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.09メートルまで
- 5 道路の延長 17.54メートル
- 6 指定年月日 令和元年(2019年)6月13日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第73号

熊本県公告第141号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 上益城郡益城町大字広崎1689番地57
- 2 築造者の氏名 有限会社絃州
- 3 道路の位置 宇土市岩古曾町字前原1006番9
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 54.15メートル
- 6 指定年月日 令和元年(2019年)6月18日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第76号

熊本県公告第142号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町松橋1658番地8
- 2 築造者の氏名 有限会社春秋社
- 3 道路の位置 宇城市小川町北新田字松ノ本696番12
- 4 道路の幅員 6.02メートル
- 5 道路の延長 49.58メートル
- 6 指定年月日 令和元年(2019年)6月18日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第77号

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第1号

令和元年度(2019年度)第1回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

- 令和元年(2019年)7月2日
熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 小野友道
- 開催日時
令和元年(2019年)7月11日(木)
午後1時00分から午後5時00分まで(終了時間は予定)
 - 開催場所
熊本市東区月出三丁目1番100号
熊本県立大学
 - 議題
【公立大学法人からヒアリング】
平成30年度(2018年度)業務実績評価
【意見聴取】
役員報酬の基準変更について
 - 傍聴者の定員
10人
 - 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
 - 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)

熊本県情報公開・個人情報保護審議会公告第2号

熊本県情報公開・個人情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続等は、次のとおりです。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会長

- 開催日時
令和元年(2019年)7月9日(火)
午後1時から午後2時まで(予定)
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階展望会議室
- 議事(予定)
見聴取
県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについての意見聴取
- 傍聴者の定員
5人
- 傍聴手続等
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県情報公開・個人情報保護審議会事務局(熊本県総務部総務私学局県政情報文書課)
(電話096-333-2068)